参 考 資 料 2

平成20年4月25日

1 衛星受信料体系の現状と課題

(1) 衛星受信料体系の現状

受信料制度の概要

- ◆ NHKの放送を受信することのできる受信設備の設置者には、受信契約の締結が義務付けられている。(放送法第32条)
- ◆ 受信契約の契約者には、受信料の支払いが義務付けられている。(放送受信規約第5条)
- ◆ 受信料の料額(月額)は、国会がNHKの収支予算を承認することによって定めることとされている。(放送法第37条)

放送法

(受信契約及び受信料)

- **第32条** <u>協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。</u>ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。
- 2 (略)
- 3 <u>協会は、第1項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。</u>これを変更しようとするときも同様とする。 (収支予算、事業計画及び資金計画)
- **第37条** 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 (略)
- 4 第32条第1項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第1項の収支予算を承認することによつて、定める。

日本放送協会放送受信規約(平成19年10月施行)

(放送受信料支払いの義務)

第5条 <u>放送受信契約者は、</u>受信機の設置の月からその廃止の届け出のあった月の前月(受信機を設置した月にその廃止を届け出た放送受信契約者 については、当該月とする。)まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、<u>次の表に掲げる額の放送受信料</u>(消費税および 地方消費税を含む。)<u>を支払わなければならない。</u>(表略)

 $2 \sim 4$ (略)

受信料の位置付け

◆ 受信料は、NHKが公共放送としての使命を果たすために必要な財源を広く国民視聴者から 徴収するため、視聴の有無に関わらず、NHKの放送を受信することのできる受信設備の設 置者に負担を求めるものであり、NHKの業務の維持・運営のための特殊な負担金と解釈さ れている。

臨時放送関係法制調査会答申(昭和39年9月)

受信料は、上述のようなNHKの業務を行うための費用の一種の国民的な負担であって、 法律により国がNHKにその徴収権を認めたものである。国がその一般的な支出に当てるために徴収する租税ではなく、国が徴収するいわゆる目的税でもない。国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべきである。

内閣法制局長官答弁(昭和55年3月17日 参·予算委員会)

「現行法でも民放とは別にいわばナショナルミニマムとしての公共的放送の享受を国民に保障する必要があるという考え方を基礎といたしまして、その公共的放送をNHKの業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえているわけであります。」

受信契約の状況

平成19年3月末の

受信契約数(万件)

総契約対象件数 4,704万件

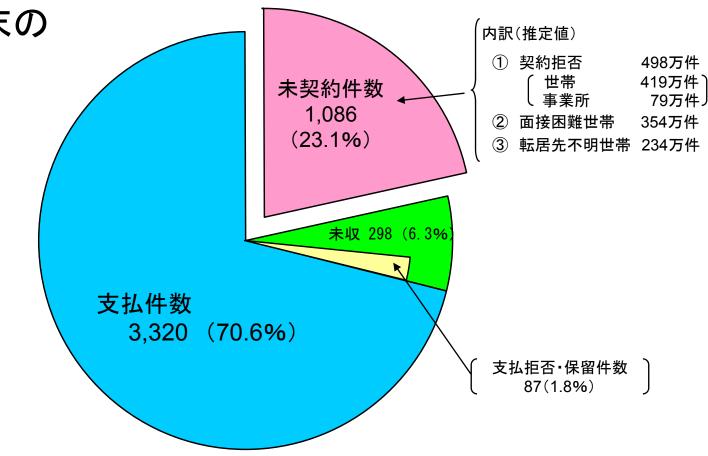
うち、事業所数を除く総契約対象

世帯: 4,415万世帯

(総世帯数5,055万世帯※のうち、

免除世帯等を除いた推計値)

※平成18年度末数値



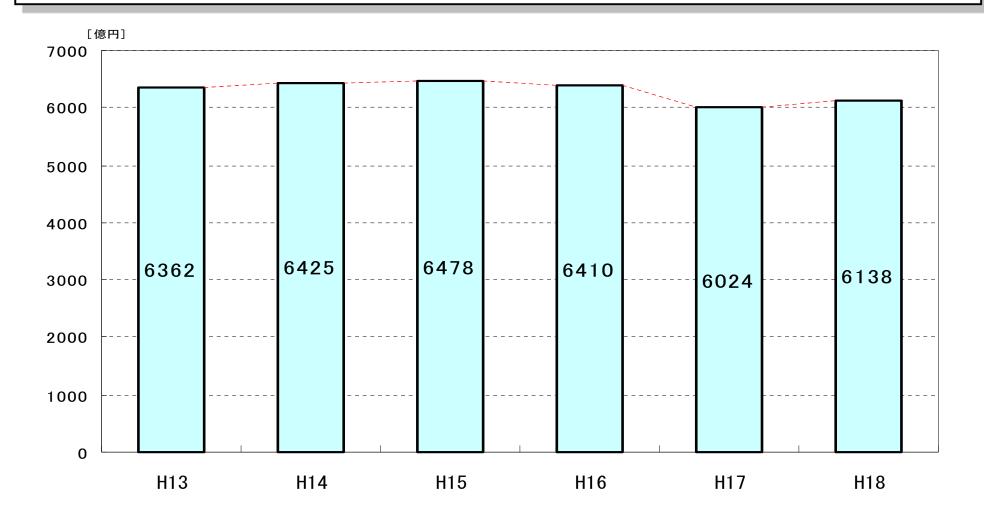
契約率及び支払率の推移

(%)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
契 約 率	81. 6	81. 7	81. 5	81. 2	80.8	80.8	80. 5	80. 1	78. 8	77. 3	76. 9
支 払 率	79. 3	79. 3	79. 1	78. 8	78. 4	78. 4	78. 1	77. 5	72. 5	69. 7	70. 6

受信料収入の推移(決算ベース)

◆ 平成16年7月に発覚したいわゆる芸能番組制作費不正支出問題等を契機に受信契約の未契約者、受信料の不払者が増加し、その後、支払率については昨年度末からやや改善しているものの、契約率については依然として低下傾向にあり、結果として、受信料収入は平成15年度をピークとして大きく減収となっている。



受信料体系及び受信料額の概要

- ◆ 地上テレビジョン放送のみを受信することのできる受信設備の設置者は地上契約の締結が、 衛星テレビジョン放送を受信することのできる受信設備の設置者は衛星契約の締結が義務 付けられている。(受信規約第1条)
- ◆ 衛星契約に係る受信料は、地上契約に係る受信料に比べ、月額945円高く設定されている。

受信料体系及び受信料額(平成19年10月施行)

種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
↓₩ ₩ ±77.66	口座振替等	1,345円	7,650円	14,910円
地上契約	訪問集金	1,395円	7,950円	15,490円
告 目 #77.64	口座振替等	2,290円	13,090円	25,520円
衛星契約	訪問集金	2,340円	13,390円	26,100円

注)沖縄県の区域内に居住する者に係る受信料の料額、特別契約の受信料の料額は別に定められている。

日本放送協会放送受信規約(平成19年10月施行)

(放送受信契約の種別)

第1条 日本放送協会(以下「NHK」という。)の行なう放送の受信についての契約(以下「放送受信契約」という。)を分けて、次のとおりとする。

地上契約 ……地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

衛星契約 ……衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約

特別契約 ……地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビ ジョン放送のみの受信についての放送受信契約

2 受信機(家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。)のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置(使用できる状態におくことをいう。以下同じ。)した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置した者は特別契約を締結するものとする。

受信料体系及び受信料額(月額)の推移

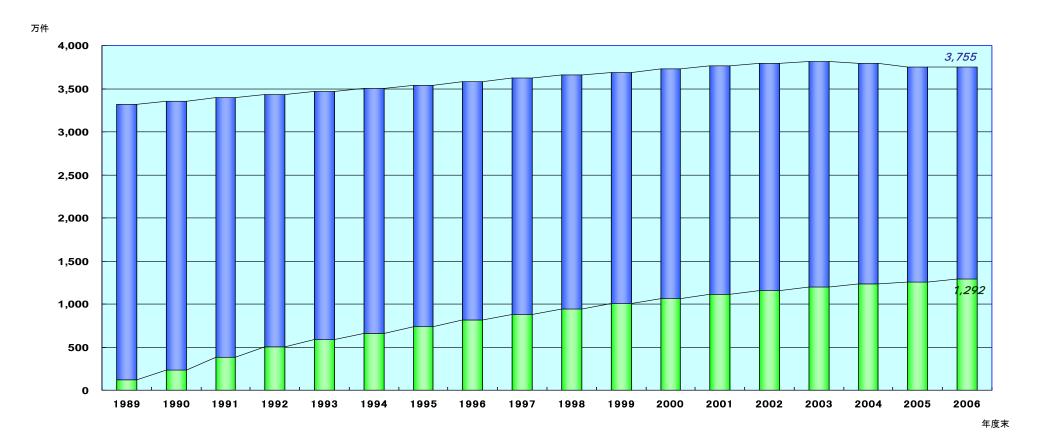
- ◆ 平成元年、NHKによる衛星放送が開始され、受信料体系に衛星契約が追加。
- ◆ いわゆる衛星付加受信料(945円)は、衛星契約の導入当初から同額で推移。

※ 消費税率の引き上げによる変更あり(平成9年:930円→945円)。

(単位:円)

年月	変 更 事 項	ラジオ			テレビ		
+ //	友 艾 尹 垻	J24	カラー	普通	衛星カラー	衛星普通	特別契約
26.4 28.2	テレビ放送の開始によりテレビとラジオの2本立て料金に ・ラジオ放送の受信契約 ・テレビ放送の受信契約	50 50		200			
29.4 34.4	(ラジオは3ケ月で200円)	67 85		300			
37.4	契約甲と契約乙の受信料体系に組み替え ・契約甲:全ての放送の受信契約 ・契約乙:ラジオ放送のみの受信契約	契約乙 50		契約甲 330			
43.4	カラー契約と普通契約の体系に組み替え、ラジオ受信料 (契約乙)の廃止 ・カラー契約:カラーテレビジョン放送の受信契約(地上系) ・普通契約:白黒テレビジョン放送の受信契約(地上系)	廃止	465	315			
51.6 55.5 59.4	・普通契約: 日黒ケレビジョン放送の受信契約(地上系) 訪問集金、口座振替、継続振込による受信料支払い ・訪問集金:集金取扱者への支払い ・口座振替:預金口座等からの自動振替による支払い		710 880 1,040 (990)	420 520 680 (630)			
H. 1.4	・口座振替: 預金口座等からの目動振替による支払い・継続振込: 金融機関等における継続払込みによる支払い消費税導入		1, 070 (1,020)	700 (650)			
1.8	衛星放送の導入により5類系の契約体系に ・カラー契約:地上系のカラーテレビ受信契約 ・普通契約:地上系の白黒テレビ受信契約 ・衛星カラー契約:衛星系及び地上系のカラーテレビ受信契約 ・衛星普通契約:衛星系及び地上系の白黒テレビ受信契約 ・特別契約:難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約		(2,020)	(000)	2,000 (1,950)	1,630 (1,580)	1,040 (990)
2.4	的别大的 · 無忧心心极入的各种不同少别种(C420) 。3 阿生大的		1, 370 (1,320)	890	2,300 (2,250)	1,8 20 (1,770)	
9.4	消費税率引き上げ及び地方消費税導入		(1,320) 1,395 (1,345)	(840) 905 (855)	2,250) 2,340 (2,290)	1,850 (1,800)	1,055 (1,005)
19.10	カラー契約と普通契約の統合により3類系に組み替え ・地上契約:地上系のテレビ受信契約 ・衛星契約:衛星系及び地上系のテレビ受信契約 ・特別契約:難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約		(1,345) 地上契約 1,395 (1,345)	(699)	(2,290) 衛星契約 2,340 (2,290)	(1,000)	(1,009)

衛星契約に係る契約数の推移



年度末:万件

		1989 (H1)	1990 (H2)	1991 (H3)	1992 (H4)	1993 (H5)	1994 (H6)	1995 (H7)	1996 (H8)	1997 (H9)	1998 (H10)	1999 (H11)	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)
I	総数	3,319	3,354	3,394	3,434	3,470	3,503	3,538	3,582	3,628	3,660	3,688	3,727	3,768	3,795	3,816	3,792	3,751	3,755
	衛星	121	236	381	501	586	658	737	817	880	946	1,007	1,062	1,116	1,158	1,201	1,236	1,254	1,292
	消生	3.6%	7.0%	11.2%	14.6%	16.9%	18.8%	20.8%	22.8%	24.3%	25.8%	27.3%	28.5%	29.6%	30.5%	31.5%	32.6%	33.4%	34.4%

Source: NHK発表

H1に衛星契約を設定した際の考え方

受信料体系の改正内容

(単位:円)

年月	変 更 事 項	ラジオ			テレビ		
771	X X + X	727	カラー	普通	衛星カラー	衛星普通	特別契約
H. 1.4	消費税導入、継続振込の開始		1, 070 (1,020)	700 (650)			
1.8	衛星放送の本放送・有料化により5つの契約種別に ・カラー契約:地上系のカラーテレビ受信契約 ・普通契約:地上系の白黒テレビ受信契約 ・衛星カラー契約:衛星系及び地上系のカラーテレビ受信契約		(1,020)	(000)	2,000 (1,950)	1,630 (1,580)	1,040 (990)
	・衛星普通契約:衛星系及び地上系の白黒テレビ受信契約 ・特別契約:難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約			注:受f	言料額のうち、()	内は口座振替、継	続振込の料金

収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

(略)NHKといたしましては、先生御指摘のように、百三十万ぐらい普及してくる、こうなりますと、ハードだけではなくてソフトの面にかなりの費用がこれからかかってくるわけで ございます。これを全く衛星放送を見ておられない地上波の方方の聴視料の負担で賄うにはそろそろ限界が来た。したがって、やはり衛星放送を御利用いただく方からは特別な 料金をいただきませんと、地上波だけを見ておられる方からの不満が非常に出てまいります。 ので、もうそろそろ、私は、一年半ばかり前郵政大臣が説明されたように、独自の サービスをして百万以上この衛星を見る方がふえた段階では新しい料金をいただかなければいかぬということは、既に川原前会長時代から私ども申し上げてきたわけでござい ます。したがって、今回八月から料金をいただくという趣旨は、やはりその不公平感をなくすということ、しかし、我々は新しく料金をもらう以上は、先ほど来申し上げているように、これはそれに値する放送内容を充実させて衛星放送の発展に資したいというのが当面NHKの立場でございます。 【衆議院逓信委員会会議録(H1.3.23)NHK島会長】

- 今後のサービス拡充と経費の増加
 - <u>衛星放送は普及の途上にあり、NHKは引き続きその発展、定着のため先導的な役割を果たしていく必要</u>がある。今後魅力的なサービスを充実して、普及を一層進める ためには、番組経費を中心に支出はさらに増えるものと見込まれる。
- 〇 受益に応じた負担の必要性
 - 今後の衛星放送に要する経費については、地上放送受信者の負担によることなく、<u>衛星受信という受益を考慮して、衛星受信者にその負担を求めることが最も視聴者</u> の納得を得られる方策であると考えられる。
- 〇 衛星放送の事業基盤の確立

して、今後の衛星放送の事業基盤を強固なものとする NHKは、衛星放送の運営財源を確保ため、この段階で、新たに衛星料金を設定することとしたものである。

【平成元年度予算関連資料より抜粋】

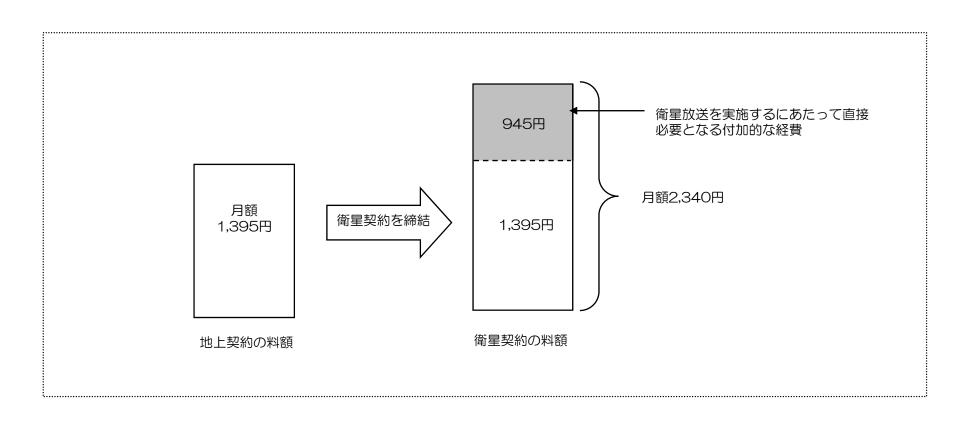
収支予算等に付する郵政大臣の意見書 (平成元年)

衛星料金を含む受信料については、その設定の趣旨について積極的に理解を求め、契約締結及び収納に万全を期すこと。

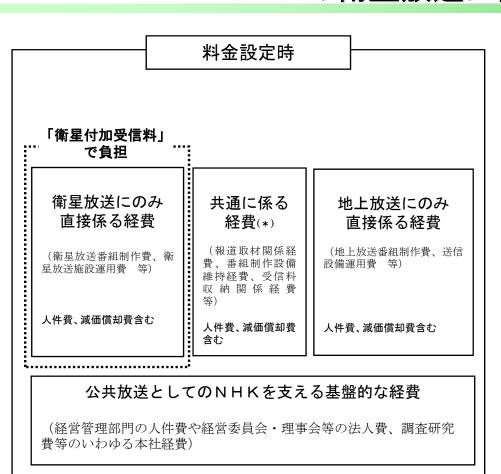
衛星契約の料額設定の考え方

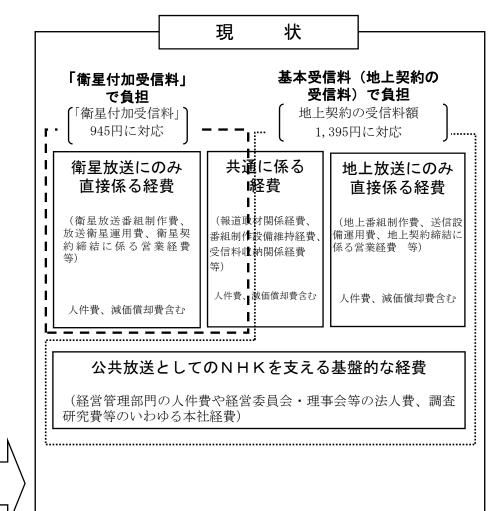
衛星契約の料額は、衛星放送の視聴の有無や視聴時間によって料金を徴収するといった対価料金ではなく、NHKの衛星放送業務を遂行するため、地上契約の受信料(基本受信料)に付加する形で設定した。

衛星放送の受信という受益の状況に着目し、受信料負担の公平の見地から、衛星放送受信設備の設置者に衛星放送の実施にあたって直接必要となる経費(衛星放送番組制作費、衛星放送施設運用費等)を負担していただくこととした。 [NHK提出資料より抜粋]



NHKの衛星放送に係る経費負担の考え方





(*)料金設定当初は、番組編成が購入番組(ニュースも含む)中心であったことなどもあり、 共通経費の中で衛星放送の実施に直接係る部分は僅かであった。

共通経費を衛星放送に係る経費へ配賦

内部制作番組の比率の増加や衛星放送独自の ニュース番組の制作など、衛星放送の進展によ り、業務実態が料金設定当時から大きく変化し てきたことに伴い、平成7年度より平成10年度 にかけて経費区分の見直しを実施。

NHKの衛星放送に係る経費

(単位 億円)

区分	19年度予算	衛星放送に 係る経費	配賦基準	受信料の 内訳
事業支出	6,307.8	1,2222		(945円)
事業運営費	5,434,0	1,081.4		
国内放送費	2,684,8	801.2	直課 衛星放送番組制作費 衛星放送のみに直接系る経費(直課)	等賃組番
			西蔵 スポーツ放送権料 受信契約件数比率を用いて按分 西蔵 報道取材関系経費 衛星放送による独自ニュース放送の開始に伴い、コー放送時間比率で按分 西蔵 番紙資材費 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率で按分 西蔵 資料費 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率で按分 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率で按分	(619円)
			●はは「「「育成と生経費等 一部、編成情報システムの経費についてはNHKの全波を扱うため波数比率で按分	
			回試 放送会館等施設運用費 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率(業務実態に応じ本部比率、地方比率)で按分	
			配は 技術管理費等 業務の経費比率(衛星放送にかかる経費割合)で按分 直課 その他、衛星放送施設運用費、考査費(一部など衛星放送のみに直接係る経費を峻別して直課	
契約以納費	592.2	147.0	宣献	営業経費 (114円)
 受信対策費	17.0	26		 運用経費等
<u> 文記代表</u> 広報費	32.9	1.8	直課(衛星放送のみに直接系る経費(直課)	
給与、退職手当·厚生費	1,826.3		直課 衛星放送番組制作にかかる制作要員等を直課	(103F)
			配賦 衛星放送に係る業務量について、各部局からの報告等により把握	
共通管理費	122.7	0.5	直課衛星放送のみに直接系る経費(直課)	
その他の事業運営費	157.8	0.0		
減価償却費等	873,8	140.7		
減価償却費	674.9	120.9	直課 放送衛星等 衛星放送のみに直接係る経費(直課) 西斌 番組の設備は自主制作の増加に伴い使用が増加することから自主制作比率で按分 西斌 送出・送信設備 送出・送信設備は全波にかかる施設であることから波数比率で按分	減価償却費 (94円)
納付消費稅	106,0	19.7	直課 衛星放送に係る収入と経費より、納付すべき消費税	納付消費税
その他の経費(財務費等	92,8	0.0		(15⊞

(Q)NHKの衛星放送に係る経費について「自主制作費比率で按分」することに関し、按 分の項目についての具体的な目安があるのか

NHKの衛星放送に係る経費における配賦基準の考え方(例)

NHK提出資料

1. 自主制作費比率による配賦

(例)番組資材費(番組収録用ビデオテープ購入費等)



例えば、ビデオテープの使用量は、番組の制作量に比例するものと 考えてNHKが自ら制作した番組の制作費(委託制作番組や購入番組 を除く)のうち、衛星放送番組が占める割合をもって配賦比率とする。

2. 受信契約件数比率による配賦



(例)スポーツ放送権料

例えば、オリンピックやワールドカップサッカーなどの放送権料については、地上放送と衛星放送の視聴者数の割合で配賦することが合理的と考えて、全ての受信契約件数のうち、衛星契約の件数が占める割合をもって配賦比率とする。

3. ニュース放送時間比率による配賦



(例)報道取材関係経費

例えば、ニュースなどの報道取材に係る経費については、ニュース の放送時間の割合で配賦することが合理的と考えて、全てのニュース 放送時間のうち、衛星放送で放送した時間が占める割合をもって配賦 比率とする。

配賦比率(19年度予算)

衛星放送へ の配賦分

36.0%*

*本部での制作費の比率。地域放送局分は、地方の制作費比率を使用する。

26.4%

25.0%

(参考)衛星放送に係る経費における配賦方法について

1. 配賦比率の推移(予算値	i)	7年度 (1995)	8年度 (1996)	9年度 (1997)	10年度 (1998)	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)	17年度 (2005)	18年度 (2006)	19年度 (2007)
		,,,,,,,	(1000)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,====,	,====,	,===,	,====,	,====,	,=,	,===,	,=,
①受信契約件数比率	地上	82.9%	81.8%	80.4%	79.4%	78.6%	77.7%	76.6%	76.0%	75.7%	75.2%	74.5%	74.2%	73.6%
	地上衛星	17.1%	18.2%	19.6%	20.6%	21.4%	22.3%	23.4%	24.0%	24.3%	24.8%	25.5%	25.8%	26.4%
②受信契約件数比率(訪問)	地上	-	_	89.5%	88.6%	88.5%	88.4%	87.1%	86.9%	86.9%	84.5%	85.8%	82.2%	86.7%
	衛星	-	-	10.5%	11.4%	11.5%	11.6%	12.9%	13.1%	13.1%	15.5%	14.2%	17.8%	13.3%
@ # > ### ### # / ##														
③自主制作費比率(本部)	地上衛星	76.5%	72.8%	71.9%	72.5%	71.9%	66.9%	62.0%	58,7%	60.0%	57.7%	59.6%	60.2%	64.0%
	衛星	23.5%	27.2%	28.1%	27.5%	28.1%	33.1%	38.0%	41.3%	40.0%	42.3%	40.4%	39.8%	36.0%
O++416#11+11+11+1														
④自主制作費比率(地方)	地上		-	78.6%	81.4%	75.1%	73.6%	71.3%	70.4%	67.9%	70.6%	77.7%	86.8%	82.5%
	衛星	-	-	21.4%	18.6%	24.9%	26.4%	28.7%	29.6%	32.1%	29.4%	22.3%	13.2%	17.5%
	July 1	00.5%	00.00/	04.0%	0.1.00/	04.00	00.48	00.00	00.0%	00.0%	00.00	77.0%	74.00	75.00
⑤ニュース放送時間比率	地上衛星	92.5%	92.8%	91.3%	91.2%	91.0%	88.4%	88.8%	88.9%	88.8%	88.6%	77.0%	74.8%	75.0%
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7.5%	7.2%	8.7%	8.8%	9.0%	11.6%	11.2%	11.1%	11.2%	11.4%	23.0%	25.2%	25.0%
⑥波数比率	地上	71.4%	71.4%	71.4%	71.4%	71.4%	68.4%	62.5%	62.5%	62.5%	62.5%	62.5%	62.5%	eo Ev
0 放致几年	衛星	28.6%	28.6%	28.6%	28.6%	28.6%	31.6%	37.5%	37.5%	37.5%	37.5%	37.5%	37.5%	62.5% 37.5%
	用生	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	31.0%	37.3%	37.3%	37.3%	37.3%	37.3%	37.3%	37.5%
⑦技術運用費の衛星比率	tth F		_	_	86.1%	86.8%	84.6%	80.6%	80.8%	81.2%	80.9%	80.6%	78.5%	77.6%
少这两连历真少用主心牛	地上衛星	_	_	_	13.9%	13.2%	15.4%	19.4%	19.2%	18.8%	19.1%	19.4%	21.5%	22.4%
	141 32				10.0%	10.270	10.4%	10.4%		10.0%	10.170	10.4%	21.0%	22.470
⑧契約収納費の衛星比率	地上	-	-	_	79.3%	78.1%	77.7%	76.7%	73.6%	74.9%	74.5%	74.1%	73.3%	75.2%
	衛星	-	-	-	20.7%	21.9%	22.3%	23.3%	26.4%	25.1%	25.5%	25.9%	26.7%	24.8%

2. 配賦方法の解説	
①受信契約件数比率	受信契約総数に占める、衛星契約(特別契約を含む)の件数の割合で、算出式は【衛星契約数/(契約総数+衛星契約数)】。なお、契約総数と衛星契約数については、それぞれ年度初頭と年度末との平均値を使用。 配賦比率は衛星契約の伸びに伴い増加。
②受信契約件数比率(訪問)	受信契約総数(訪問集金)に占める、衛星契約(訪問集金)の件数の割合で、算出式は【衛星契約数(訪問)/(契約総数(訪問)+衛星契約数(訪問))】。なお、契約総数(訪問)と衛星契約数(訪問)はそれぞれ年度初頭と年度末との平均値を使用。 配賦比率は衛星契約の伸びに伴い増加し、口座振替等への移行等で増減。
③自主制作費比率(本部)	NHKが自主制作する番組(委託制作番組や購入番組を除く)の制作費(本部制作分)に占める、衛星放送制作費の割合。前々年度の実績値を使用。 配賦比率は衛星放送における自主制作番組の増加に伴い増加。
④自主制作費比率(地方)	NHKが自主制作する番組(委託制作番組や購入番組を除く)の制作費(地域放送局制作分)に占める、衛星放送制作費の割合。前々年度の実績値を使用。 平成17年度以降地方局が自主制作する衛星放送番組の滅に伴い、比率も低下。
⑤ニュース放送時間比率	全波のニュース放送時間のうち、衛星放送で放送するニュース放送時間の比率。「国内放送番組編成計画」で定める1週間の「報道」の放送時間もとに算出。 配賦比率はニュースの放送時間を拡大した平成17年度に大きく増加(平成16年度後半期より毎正時ニュース開始)。
⑥波数比率	全ての国内放送の波数(総合、教育、ラジオ第1、ラジオ第2、FM、BS1、BS2、BShi)に占める、衛星放送の波数の割合(3波/8波=37.5%) ※平成12年度は、12月からBShiを放送開始したため、月数按分(28.6%(2/7)×8か月+37.5%(3/8)×4か月)/12か月=31.6% 全波に共通して係る経費を配賦する際に使用。
⑦技術運用費の衛星比率	技術運用費(技術管理費を除く)の合計額のうち、衛星放送に要する経費の占める割合。技術管理費(技術運用費に係る管理経費)の配賦に使用。 比率はBSデジタル放送が始まった平成12・13年度で大きく増加。
⑧契約収納費の衛星比率	契約収納費(契約収納管理費を除く)の合計額のうち、衛星放送に要する経費の占める割合。契約収納管理費(契約収納費に係る管理経費)の配賦に使用。 比率は衛星契約の伸びとともに増加し、平成14年度以降は25%前後で推移。

(Q)衛星放送の番組を地上放送で放送するのは、どういうルールで行っているのか

衛星放送の本放送・再放送等について

NHK提出資料

平成19年6月の放送実績(時間比) (%)

	BShi	BS1	BS2
本放送	47	86	36
同じ波での 再放送	21	11	5
衛星内での マルチ展開	14	3	5
地上波とのマルチ展開	17	0. 3	
地上波の 難視聴対策	_	_	54
総計	100%	100%	100%

〇地上放送の番組を衛星放送で 放送しているが、ほとんどが、 BS2で難視聴対策を目的とした もの

OBShiでは、17%程度地上波とのマルチ展開を実施しているが、大半が大河ドラマ、朝の連続テレビ小説、土曜ドラマなどのドラマ番組の先行放送であり、その目的は、デジタルハイビジョンの普及

BS2では、SDで放送しているが、 BShiでは、高画質・高音質の フルハイビジョンで放送

〇放送番組の経費は、本放送実施メ ディアで計理

※衛星放送内でのマルチ展開とは、BS1・2でSDで放送しているハイビジョン制作番組をBShiで放送したり、BShiの番組をアナログ受信者にも視聴できるようにBS1・2で放送するなど、衛星放送内で同一コンテンツを放送すること

諸外国における衛星放送と受信料

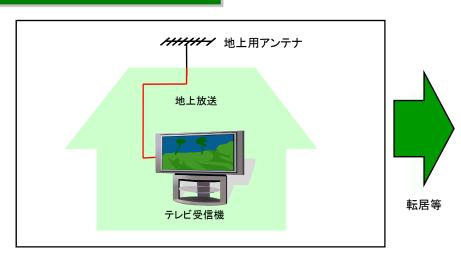
			英国		フランス	フランス			韓国		(**) 日 本	
公共	公共放送の提供機関		BBC (英国放送協会)		FT (フランステレビジョ	(עו	ARD (ドイツ公共放送連盟	盟)	KBS (韓国放送公社)		NHK (日本放送協会))
受信料年額		年額	32,520円 (地上·衛星一本化料		18,560円 (地上·衛星一本化料	\$4金)	基本料金(ラジオ): 10,6 テレビ料金:22,1 (地上・衛星一本化料	100円	3,900円 (地上·衛星一本化料	金)	地上契約:16,140円 衛星契約:27,480円 (うち衛星付加料金分は、11.	
세노 네큐	M 1T	世帯	世帯		世帯		世帯		世帯		世帯	
徴収基	単位 「	事業所	 敷地		 台数		 台数		台数		設置場所(部屋)	
衛星	-保有チャ	ヤンネル数	6チャンネル (地上:6チャンネル		4チャンネル (地上:4チャンネル		4チャンネル (地上:4チャンネル		2チャンネル (地上:2チャンネル	·)	3チャンネル (地上:2チャンネノ	
一	 ∮星放送	 の番組編成	 地上波のサイマル抗	放送	地上波のサイマル放送		 地上波のサイマル	放送	 地上波のサイマル加	 汝送	------ 個別編成	
г ! ! 律	 新星放送	 の提供方法	ノンスクランブル	,	ノンスクランブル	 ν	 /ンスクランブル	 ν	ノンスクランブル	,	 /ンスクランブル	 L
総収力	——— 入		1兆1,117億円	I I 100%	4,565億円	1 1 1 100%	1兆1億円	I I 100%	1,736億円	I I 100% I	6,756億円	I I 100% I
- 号	 受信料		7,783億円	T · · · · · · · · · · · · · · ·	2,935億円	64.3%	8,366億円	1 83.7%	690億円	r — — — — I I 39.7% I	6,645億円	г — — — — I I 98.4% I
戊	 太告		- 0% 1,33		1,334億円	29.2%	234億円	1 2.3%	868億円	T — — — — I I 50.0% I	<u> </u>	 I I 0%
	有料放送料金 - 0%		I 0%	_	1 0%		T — — — — I I 0% I	_ _	г — — — — I I 0% I			
垣	政府交付金 574億円 5.2% - 0		I 0%	—		11億円 0.6%		23億円	г — — — — I I 0.3% I			
			2,760億円	T	296億円	6.5%	1,408億円	1 14.1%	168億円	F — — — — I I 9.7% I	89億円	г — — — I I 1.3% I

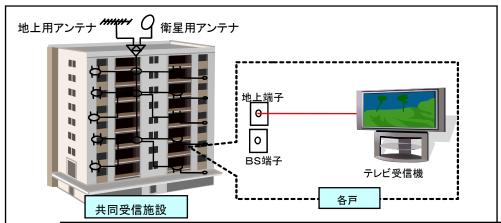
1 衛星受信料体系の現状と課題

(2) 衛星受信料体系の課題

衛星受信料体系の課題①(外部環境の変化による衛星受信環境の整備)

衛星受信料体系の課題





住環境の変化後に、アンテナ端子(BS端子)と受信機側の接続端子を接続していない場合であっても衛星契約の締結、衛星受信料(945円)の支払いが必要。

第一次報告書の概要

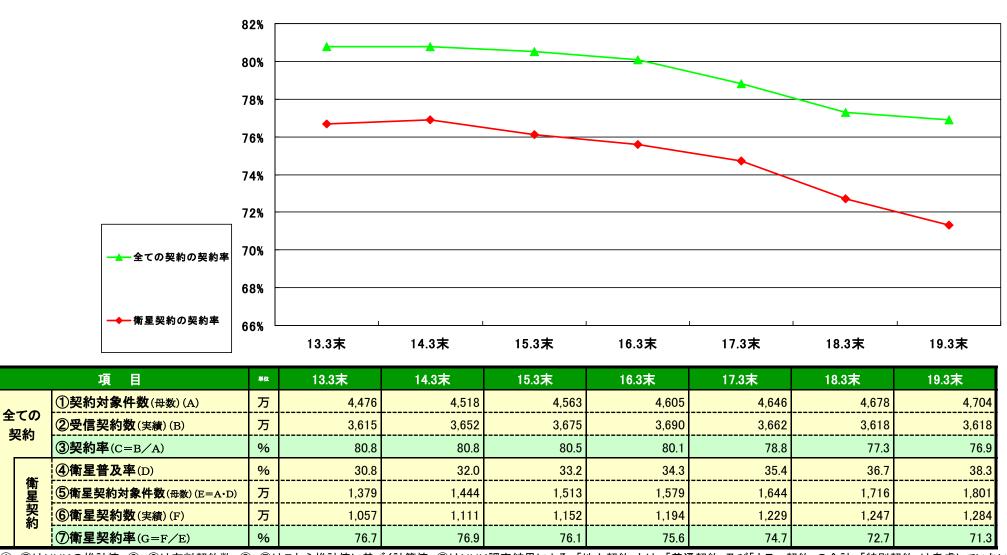
「3 衛星受信料体系の課題」関連

衛星受信料体系に ついての検討

- 従前は地上契約を締結していた者であって、住環境の変化等の外部環境の変化により、いわば自動的に受信規約上の「衛星放送を受信できる受信機を設置した者」に形式的に分類された者が、外部環境の変化後においても衛星放送を受信していないという受信実態に変化がない場合、衛星契約ではなく、地上契約を継続することができるよう受信規約の改正等の適切な措置が講じられるべき。
- ただし、受信料は視聴の有無に関わらず国民が公共放送たるNHKの業務の維持運営のための経費を負担するものであり、この原則が維持されるよう、措置を不正に利用して、衛星契約への移行を免れようとする者(フリーライダー)の防止など実効性が十分に確保されるための手続上の工夫が必要であり、こうした手続については、今後、契約実務を担うNHKにおいて実施可能な具体策が検討されるべき。

衛星受信料体系の課題②(衛星契約の契約率の低迷)

◆ 衛星契約に係る契約率は、全ての契約の契約率に比べ、4~5ポイント低い割合で推移。

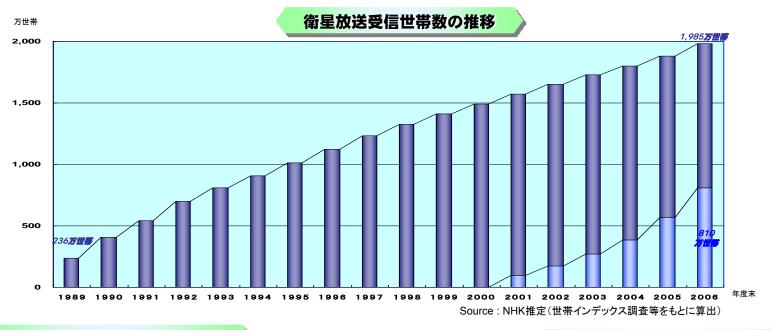


[※]①、⑤はNHKの推計値。②、⑥は有料契約数。③、⑦はこれら推計値に基づく計算値。⑤はNHK調査結果による。「地上契約」とは、「普通契約」及び「カラー契約」の合計。「特別契約」は考慮していない。 ④は、世帯インデックス調査(耐久消費財所有実態調査)に基づくもの。

1 衛星受信料体系の現状と課題

(3) 衛星受信料体系を取り巻く環境変化

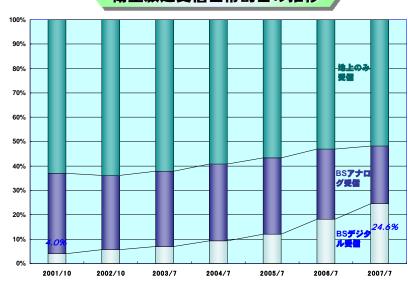
衛星放送受信世帯数等の推移



BSデジタル受信機出荷台数等の推移



衛星放送受信世帯割合の推移



Source: NHK受信実態調査

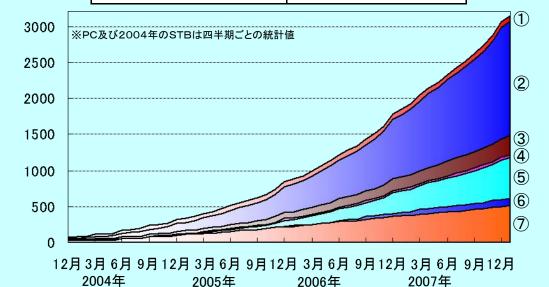
デジタル放送受信機の普及状況

地上デジタル放送受信機の出荷台数

3 1 4 3 万台 (前月比+85万台)

※2008年1月末、JEITA、日本ケーブルラボ調べ

① CRTテレビ	72万台 (一)
② 液晶テレビ	1588万台 (+43)
③ PDPテレビ	262万台 (+ 4)
④ チューナー	43万台 (+ 1)
⑤ デジタルレコーダ	570万台 (+21)
6 PC	98万台 (+ 4)
⑦ ケーブルテレビ用STB	510万台 (+12)



BSデジタル放送の 受信可能件数

3432万件

※2008年1月末、NHK調べ(速報値)

BS示ジタル放送受信機の普及数

3283万台(前月比+83万台)

CRTテレビ	186万台 (-)
PDP、液晶テレビ	1899万台 (+47)
デジタルチューナー (チューナー内蔵録画機含む)	691万台 (+24)
ケーブルテレビ用STB	507万台 (+12)

ケーブルテレビでの視聴世帯 (アナログに変換して視聴)

149万世帯

【参考】

ワンセグ対応携帯電話の出荷台数

2047万台(前月比+264万台)

※2007年12月末、JEITA調べ

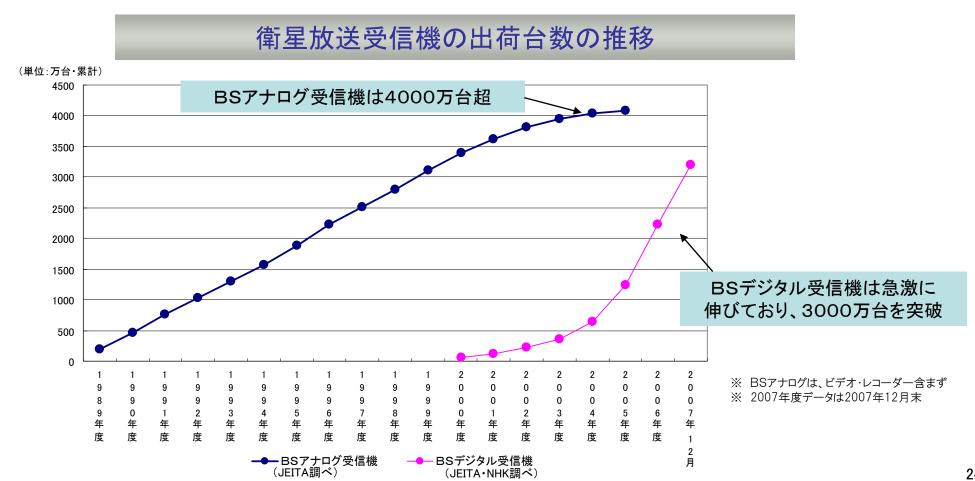
車載用地上デジタル放送受信機の出荷台数

109万台(前月比+6万台)

※2008年1月末、JEITA調べ23

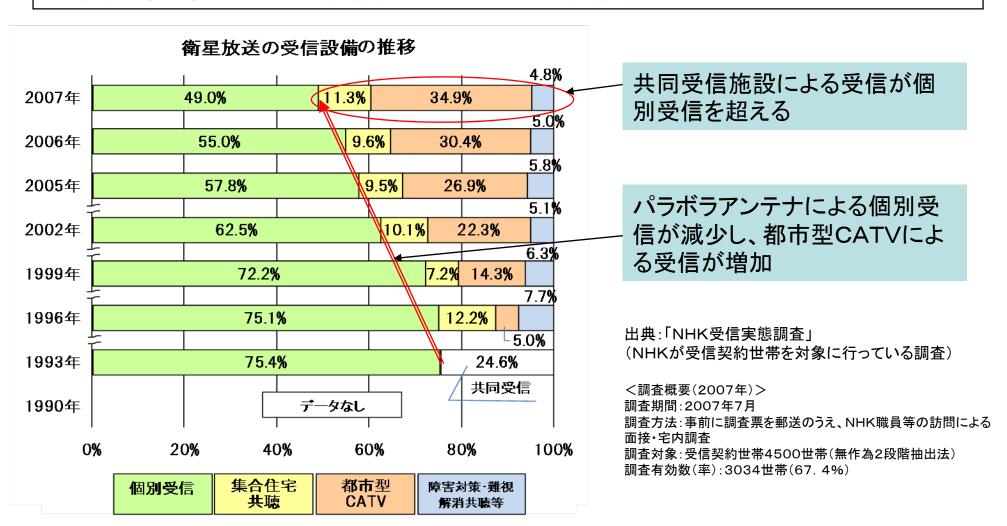
衛星放送の普及状況の変化

- 衛星放送を受信可能な受信機の普及状況は、どのように変化してきているか。 また、今後の見通しはどうか。
- 衛星放送を受信可能な受信機の台数は、年々増加

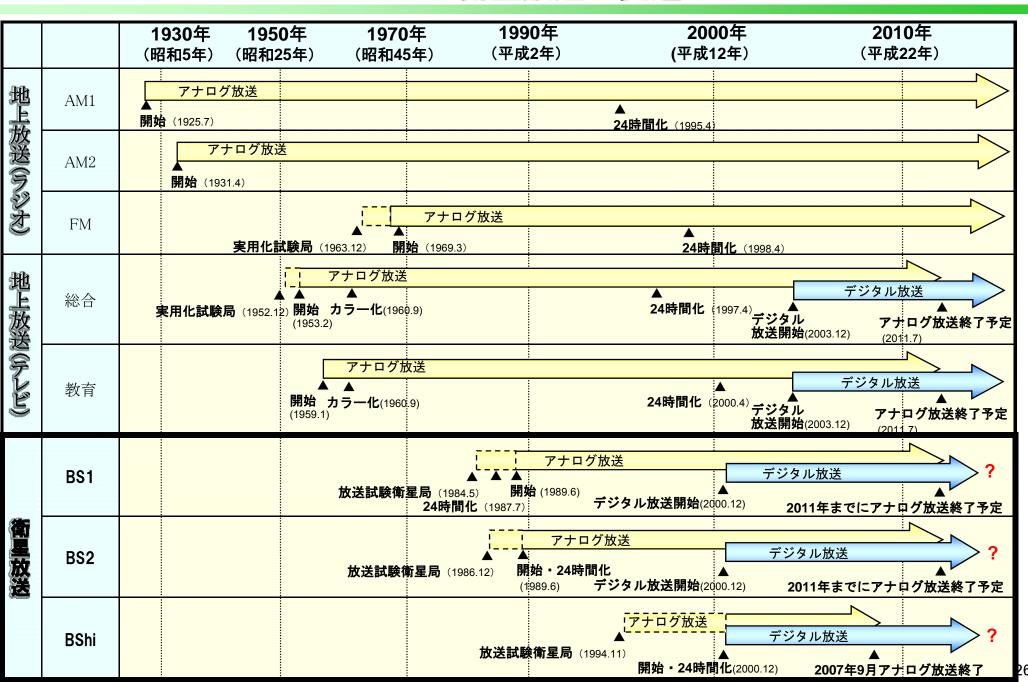


衛星放送の受信環境の変化

◆ 衛星放送の締結者の受信環境はどのように変化しているか(パラボラアンテナの自己設置、共聴施設による共同受信、CATVによる共同受信等)。



NHKの衛星放送の変遷

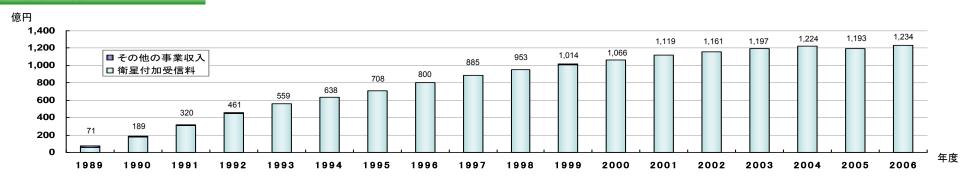


NHKの衛星放送の位置付け

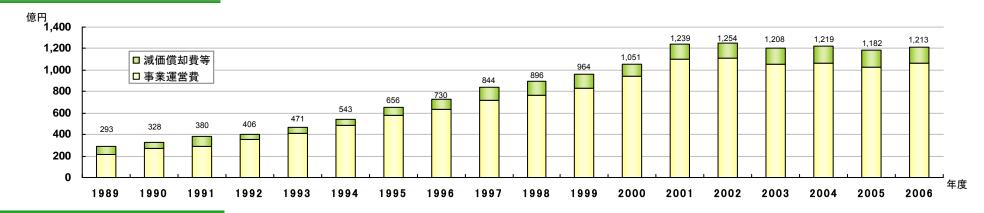
	放送普及基本計画						
		放送局の置局の指針・基本的事項		放送対象地域ごとの放送系の数		備考 (免許条件等)	
	ルス・ショングロータングロッ		可	放送対象地域	数		
地上放送(ラジオ)	AM1	炒		関東広域圏、中京広域圏及 び近畿広域圏の各区域	放送対象地域ごとに1		
		総合放达	それらに属する県を除く道県 の各区域	放送対象地域ごとに1			
	AM2	教育放送		全国	1		
E	FM	総合放送		都道府県の各区域	放送対象地域ごとに1		
地上放送(テレビ)	 ・アナログ放送は平成23年までに終了 ・デジタル放送は、 ー高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術の 		関東広域圏 (デジタルでは茨城県を除く。)	1	教育番組10%以上、		
		関東広域圏に属する県を除 く道府県の各区域	放送対象地域ごとに1	教養番組20%以上			
	教育	教育放送	特性を生かした放送を行うこと ーアナログ放送が終了するまで、 自ら行うアナログ放送の大部分 の放送番組を含めて放送する こと 等	全国	1	教育番組75%以上、 教養番組15%以上	
衛星放送	BS1	衛星系による放送の普及に 資するためその特性を生か して行う総合放送	・これらの放送は、アナログ放送が終了するまで行うものとし、その後については、当該放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、2番組(主たる放送の番組数)を超えないことを前提に、衛星系による協会の放送全体を見直すものとする(放送普及基本計画(総務省告示))	全国	1	教育番組10%以上、 教養番組20%以上	
	BS2	難視聴解消を目的とする放 送		全国	1	教育番組30%以上、 教養番組20%以上	
	BShi	技術動向を踏まえ、デジタル技術の特性及び高画質性を生かしたデジタル方式の高精細度テレビジョン放送の普及に資する高精細度テレビジョン総合放送		全国	1	27	

NHKの衛星放送関係収支の推移

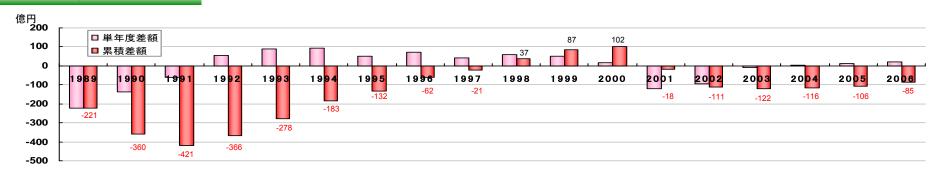
1 衛星放送に係る収入



2 衛星放送に係る経費



3 衛星放送に係る収支差額



年度

(Q)衛星放送に係る収入と経費について、収入と経費の差が、2000年以降の赤字から2004年以降黒字へ転換したことをどのように分析し、評価するか

NHK提出資料 衛星収支のトレンド (1) 3 (単位 億円) 年度 2 年度 3 年度 4 年度 5年度 6年度 7 年度 8年度 9 年度 10 年度 11 年度 12 年度 3 年度 14 年度 15 年度 16年度 17 年度 18 年度 19 年度 元年度 区分 (1989)(1990) (1991)(1992)(1993)(1994)(1995)(1996)(1997)(1998)(1999)(2000)(2001) (2002) (2003)(2004)(2005)(2006)(予算) 事業収入 71 320 460 559 638 707 800 884 953 1.013 1.066 1,119 1197 1 2 2 4 1.193 1,256 189 1160 12331.051 1.239 1.253 1.207 1.219 1.182 1.222 事業支出 292 328 380 406 471 543 656 730 843 895 964 1,213 事業収支 ▲221 **▲** 60 57 ▲ 92 5 **▲**139 54 88 94 51 69 41 49 15 **▲**119 **▲** 10 10 20 34 差 金 収支過不足 ▲221 ▲278 **▲**183 **▲**131 **A** 20 36 **▲** 17 **▲**121 ▲ 84 (**▲** 50) **▲**360 **▲**420 ▲366 ▲ 61 **▲**105 86 101 **▲**110 **▲**116

- 〇平成元年度衛星2チャンネルによる本放送開始(①) 平成元年度から6年間を見通し、衛星放送実施のため、直接必要となる経費と普及見込みをもとに衛星付加受信料を設定
- ○平成12年12月からBShi 本放送開始、衛星3チャンネル体制へ(②) ハイビジョン経費について、衛星放送の一環として12年度予算(平成12年12月~)から衛星放送に係る経費として計上 衛星付加受信料の金額は据え置き(月額945円)
- 〇平成13年度以降、新たに加わったBShiの充実を図るとともに、普及予測にあわせて収支 シミュレーションを行い、中期的に収支相償となるように、各年度の予算を設計(③)
- 〇不祥事の影響で、平成17年度決算は収入減少(④)
- ○収支過不足の累計は▲84億円(平成18年度末)

累計

年度

平成元年度(1989)

平成2年度(1990)

平成3年度(1991)

平成4年度(1992)

平成5年度(1993)

平成6年度(1994)

平成7年度(1995)

平成8年度(1996)

平成9年度(1997)

平成10年度(1998)

平成11年度(1999)

平成12年度(2000)

平成13年度(2001)

平成14年度(2002)

平成15年度(2003)

平成16年度(2004)

平成17年度(2005)

平成18年度(2006)

平成19年度(2007)

衛星付加受信料については、平成元年度から6年度までの衛星放送実施のため、直接必要となる経費と普及見込みをも とに、受信者1件あたりの月額を設定。

設定当初は、衛星放送の普及に支障をきたさない適切な水準を考慮し、衛星放送に係る経費は、衛星放送にかかわる 直接経費のみとし、地上の既存の施設、業務体制を活用する経費及び共通経費については、全て基本収支(地上収支) で賄うこととした。

(参考) 郵政大臣意見

○平成元年度予算

「衛星放送を含む受信料の設定等の受信料体系の変更は、衛星放送に要する経費の負担の在り方等の観点から妥当なものと考える」

衛星放送の普及に伴い、内部制作番組の比率の増加や衛星放送独自のニュース番組の制作等により業務実態が大きく変化し、それに伴い経費内容も変化するなど、料金設定時点とは会計環境が大きく異なってきた。

したがって、報道取材関係経費や番組制作設備経費など、料額設定当初に基本収支(地上収支)で負担していた共通経費の一部を、平成7~10年度にかけて順次衛星放送に係る経費へ見直した。

(参考) 郵政大臣意見

○平成7~8年度予算

「衛星放送に係る収支の一層の明確化・透明化」

○平成9年度予算

「協会の経営に対し視聴者の十分な理解が得られるように、衛星放送に係る収支の一層の明確化を図るとともに、財務内容等の開示を推進すること」

○平成10年度業務報告書

「衛星放送に係る収支の明確化については、平成7年度から基本収支との分計を進め、10年度で完了した」

平成12年12月からBSデジタル本放送開始。新たにBShi(衛星ハイビジョン)が加わり、3チャンネル体制へ。ハイビジョン経費について、衛星放送の一環として平成12年度予算※から衛星放送に係る経費として計上。

※12年度は12~3月の4か月分

衛星付加受信料の金額は据え置き(月額945円)

平成13年度以降、新たに加わったBShiの充実を図るとともに、普及予測にあわせて収支シミュレーションを行い、中期的に収支相償となるように、各年度の予算を設計

不祥事に端を発した受信料支払い拒否・保留者の発生等により、衛星放送に係る収入は平成17年度に前年度比で初めてマイナスになったが、その後は衛星契約の伸びとともに収入は増加し、平成20年度予算における収入と経費の差額の累計額は△3億円で、累損が解消されつつある。

NHKの衛星放送に関するアンケート調査結果

2007年2月9日~12日に総務省においてアンケート調査を実施。 (全国20歳以上の男女2,000人に対し、調査員による個別面接調査を実施。1,316人より有効回答。)

アンケート調査結果の概要

1. 衛星放送の受信実態

- 衛星放送を視聴しているのは約4割。
- ▶ 衛星放送を視聴しない理由としては、「現在見ることができるチャンネルで十分だから」等。
- ➤ BS放送の魅力としては、「高画質・高音質の番組の放送」、「地上放送では放送しない番組の放送」等。

2. NHKの衛星放送と民間放送事業者の衛星放送の関係

- > 過半数が、週1日以上衛星放送を視聴。
- ➤ よく見るチャンネルとしては、NHKのBS1及びBS2が圧倒的多数。
- 契約者数ベースでも、同様。

3. NHKの衛星付加受信料

945円の衛星付加受信料について、「高い」、「やや高い」と感じている者が半数弱。

4. NHKの衛星放送の番組

- よく見る番組としては、「ニュース」、「スポーツ」、「映画」等。
- なくなると困る番組としては、「ニュース」、「スポーツ」、「天気予報」等。

5. NHKの衛星放送のチャンネル数の削減

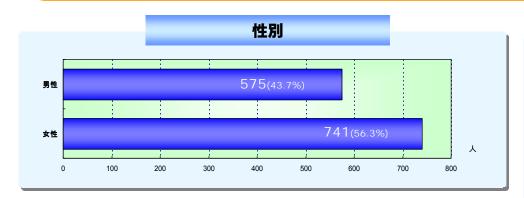
- NHKのBS1とBS2については、視聴者層が分かれており、いずれか1チャンネルとなった場合は、「視聴を継続」、「視聴を止める」、「分からない」がほぼ同数。
- 「視聴を止める」理由は、「料金が割高になる」、「見たい番組が減る」等。

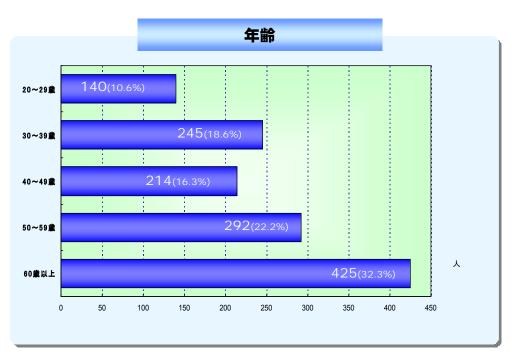
6. NHKの衛星放送のスクランブル化

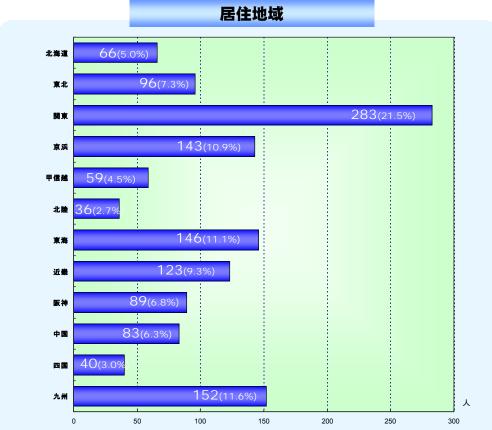
- 約半数がスクランブル化を行うべきと回答。
- ➤ スクランブル化を行っても、半数以上は、料金を支払って、NHKの衛星放送視聴を継続する意向。

視聴者の意向に係るアンケート調査

- 冷務省において、(社)中央調査社に委託し、2007年2月9日~12日にアンケート調査を実施。
- ▶ 全国20歳以上の男女2,000人(住民基本台帳から層化無作為2段抽出)を対象に、調査員による個別面接聴取法により実施。1,316人より有効回答。



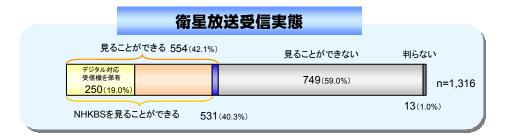


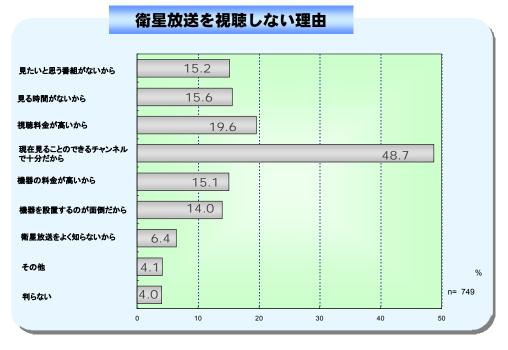


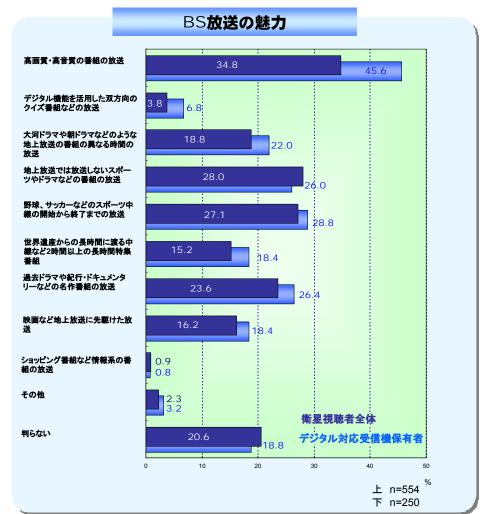
○北海道:北海道 ○東北:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 ○関東:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、京浜ブロック以外の東京都・神奈川県 ○京浜:東京23区、横浜市、川崎市 ○甲信越:新潟県、山梨県、長野県 ○北陸:富山県、石川県、福井県 ○東海:岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 ○近畿:滋賀県、京都府、阪神ブロック以外の大阪府・兵庫県 ○阪神:大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、守口市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市 ○中国:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 ○四国:徳島県、香川県、愛媛県、高知県 ○九州:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮城県、鹿児島県、沖縄県

衛星放送の受信実態

- ▶ 衛星放送を視聴しているのは、約4割。うち、半数がデジタル対応受信機を保有。
- ▶ 衛星放送を視聴しない理由としては、「現在見ることができるチャンネルで十分だから」等。
- ▶ BS放送の魅力としては、「高画質・高音質の番組の放送」、「地上放送では放送しない番組の放送」等。





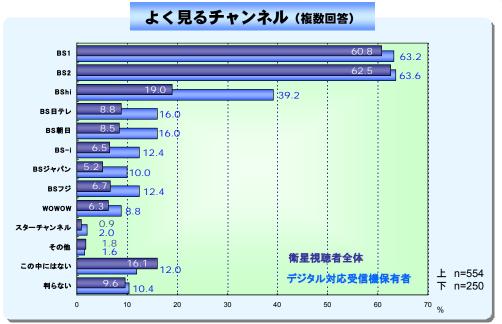


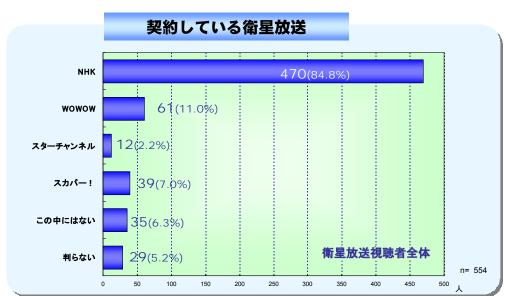
NHKの衛星放送と民間放送事業者の衛星放送の関係

- 過半数の者が、週1日以上衛星放送を視聴。
- ▶ よく見るチャンネルとしては、NHKのBS1, BS2が圧倒的多数。
- ▶ NHKの3チャンネルの位置付けについては、全体の半数近くの者が知っていると回答。



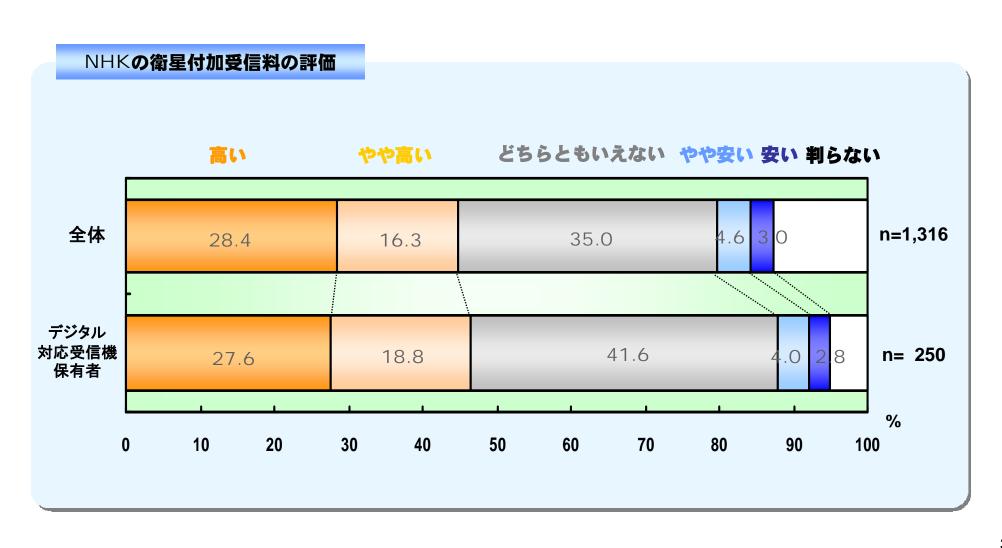






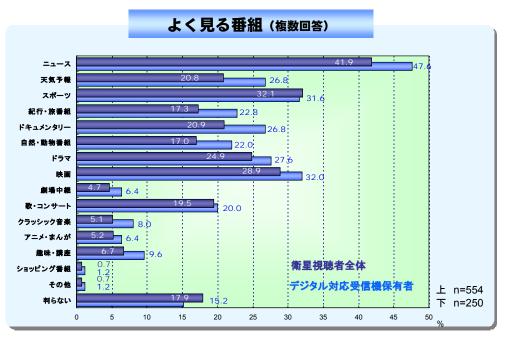
NHKの衛星付加受信料

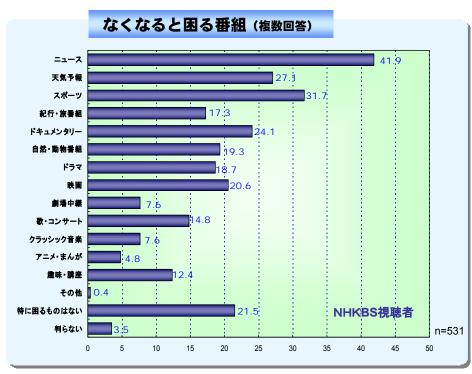
> NHKの衛星付加受信料(月額945円)については、「高い」、「やや高い」とした者が半数弱。



NHKの衛星放送の番組

▶ よく見る番組は、「ニュース」、「スポーツ」、「映画」等。なくなると困る番組としては、「ニュース」、「スポーツ」、「天気予報」等。





【参考】よく見られている番組の視聴率

【BS1】[放送時間10分以上]

O MLB パイレーツ×ヤンキース 1.9%

O MLB パイレーツ×ヤンキース 1.6%

O BSニュース 1.5%

注1 自宅で衛星放送を見ることができる衛星受信者のみを対象

注2 放送時間が10分以上の番組を対象

【BS2】[衛星放送受信者分母、放送時間10分以上]

O どんと晴れ 6.5%

O さくら 4.2%

O BS日本のうた 1.5%

[出典]NHK放送文化研究所「全国個人視聴率調査(平成19年6月)」

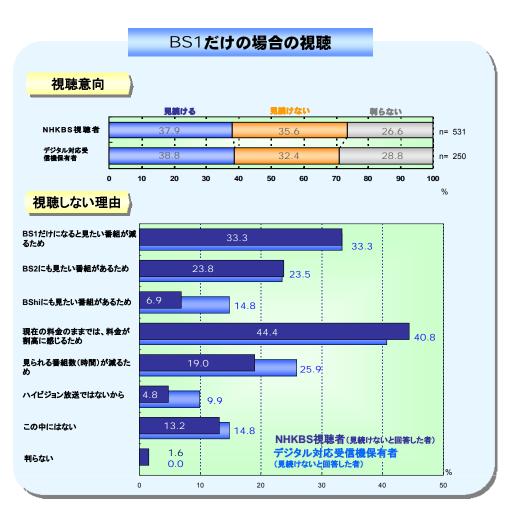
調査日:2007年6月4日(月)~6月10日(日)

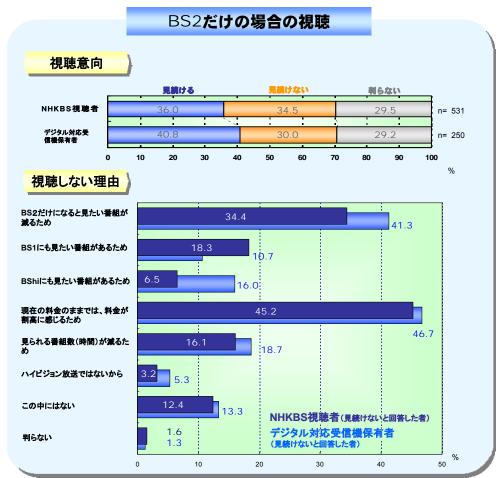
調査対象:全国7歳以上の国民3,600人(うち2,449人より有効回答)

調査方法:配布回収法(個人単位)

NHKの衛星放送のチャンネル数の削減

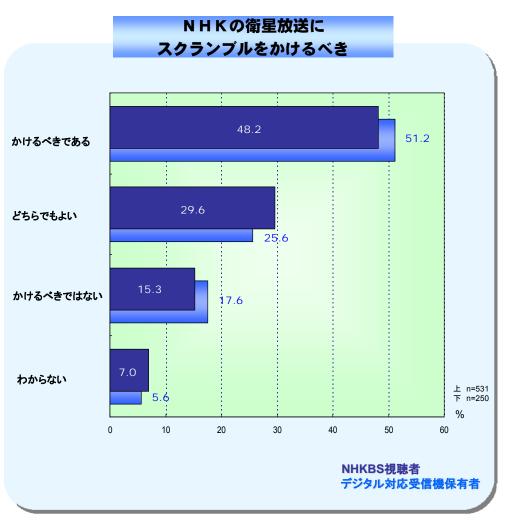
- ▶ NHKのBS1、BS2については、視聴者層が分かれており、いずれか1チャンネルとなった場合は、「視聴を継続」、「視聴を止める」、「分からない」がほぼ同数。
- ▶「視聴を止める」理由は、「料金が割高になる」、「見たい番組が減る」等。

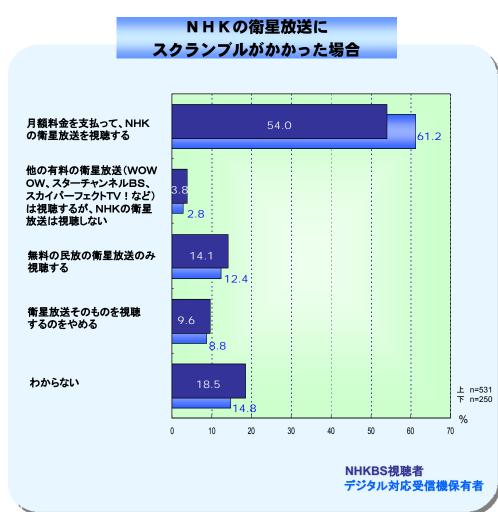




NHKの衛星放送のスクランブル化

- NHKの衛星放送については、約半数がスクランブルを行うべきと回答。
- ▶ NHKの衛星放送にスクランブルを行った場合であっても、半数以上は、料金を支払って、NHKの衛星放送の視聴を継続する意向。

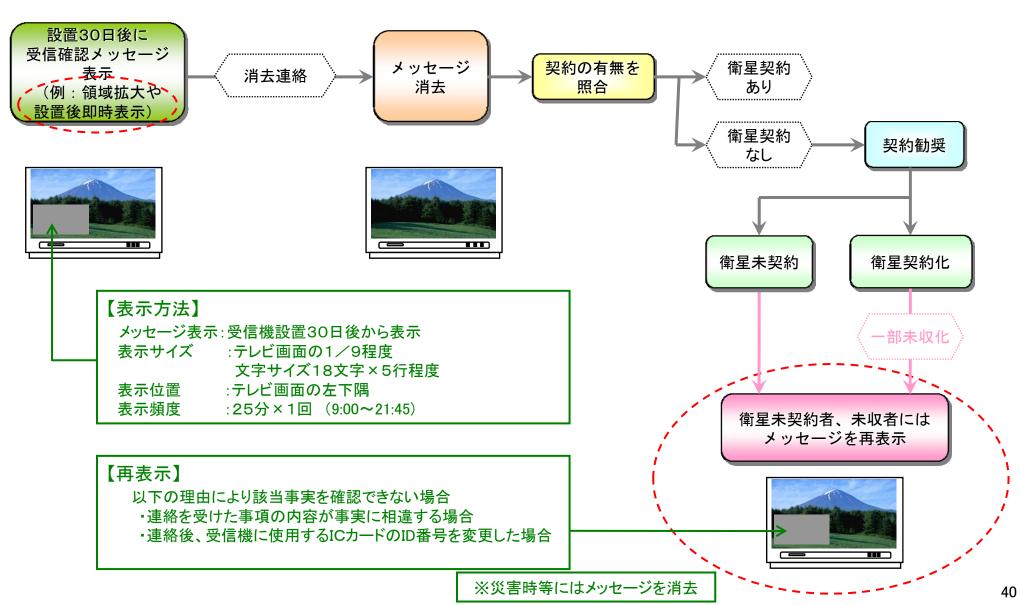




2 見直しの考え方及びその効果・影響 (1) 現状維持

「メッセージ機能の活用の強化」の例

※朱色の丸囲み部分は、現行のものに加えた新たな施策



受信確認メッセージの表示方法の推移

	表示面積	表示時期	表示位置	表示時間帯	表示時間	表示内容				
平成13年1月					15分×1回	NHKへBS受信機設置のご連絡を お願いします。お電話でこの表示 はすぐに消えます。フリーコール は0120-933933です				
平成13年12月										NHKへBS受信機設置のご連絡を お願いします。お電話でこの表示 はすぐに消えます。フリーダイヤ
平成14年4月				9時~21時50分	15分×2回 (間隔3分) 25分×2回 (間隔3分)	は9くに用えます。フリーダイヤ ルは0120-933933です				
平成14年5月				9時~21時50万		NHKでは皆様にB 25分×2回 絡をお願いしていま (間隔3分) 0120-933933				
平成14年12月	兩五の	立 <i>信</i> ・機 乳 罕 の					NHKでは皆様にBSデジタル設置のご連絡をお願いしています フリーダイヤル 0120-933933にお電話下さい 電話での手続きでこの表示は消えます			
平成16年7月	画面の 1/9程度	受信機設置の 30日後から	画面左下			NHKでは皆様にBSデジタル設置のご連絡をお願いしています フリーダイヤル				
平成16年11月				9時~22時20分		0120-933933にご住所、 お名前、B-CASカード番号、などを お伝え頂ければ、この表示は消えます				
平成17年4月				344 ZZ44ZO)	常時表示	NHKでは受信料公平負担のため、衛星 契約済の方も含めBS設置連絡をお願いし ています 電話0120-933933				
平成18年3月					にBーCASカード番号、名前、住所等をお伝え頂ければ、この表示は消えます					
平成18年6月				9時~21時45分	25分×1回	NHKではBS設置のご連絡をお願いしています。リモコンの青ボタンを長く押すと詳しくご案内します。BShiで案内が表示されない場合はBS1でお試しください。お問合せ 電話0120-933933				

受信確認メッセージに関する過去の整理

「CAS機能を活用したNHKの自動表示メッセージ(意見募集)」(平成11年12月1日郵政省報道発表)

4 郵政省として整理した考え方

郵政省としては、前記の各視点から検討した結果を下記表のとおり整理し、受信料の公平負担の一層の徹底を図る観点から、NHKが当該CAS機能を活用した限定受信メッセージ・システムを導入することは「適当」と考える。

視点	考え方(郵政省としての現在の整理)
① 公共放送であるNHK にふさわしいものか	だれでも手軽かつ容易に視聴できるというNHKの放送の基本的性質に変化は生じない。 ア)メッセージの表示について、表示面積、表示位置、表示時間等が工夫されており、テレビ画面や字幕・テロップが全く見えなくなるスクランブル放送のような運用ではないこと。 また、表示方式については、今後、視聴者の意向を踏まえ、絶えず見直す用意があること。 イ)連絡があれば速やかに表示を消去することとしていること。 ウ)NHKへの連絡方法についても、電話の他、はがき、FAX等が確保されており、手段が容易であること。
② 受信料の公平負担の	・・・受信契約率の向上等による公平負担の一層の徹底は望ましいこと。
考え方や受信料の在 り方として適当なもの か	受信料の支払の有無にかかわらず、連絡があった場合には、一律に表示を消去することから、未払者への支払い強制になるものではないこと。 あくまで、契約の前提となる受信機の設置を確認するための措置であり、現行の放送法の考え方(「受信機を設置した者は契約をしなければならない。」)の範囲内にあると言える。
③ 受信者に対して、手続きの面で過度の負担を強いるものでないか	受信者に対して、手続き面で過度の負担を強いるものではない。
④ BSデジタル放送の普及に対して障害となら	アナログ受信機からデジタル受信機に機種変更する際に、新たにNHKに連絡する必要が生じるが、・・・、手続面で 過度の負担となるものではなく、デジタル放送の普及の支障になることもないと考えられる。
ないか	・・・CAS機能を受信機に装備してもデジタル放送受信用アダプター等の価格にもほとんど影響を与えない範囲に収まると思われることから、受信機の購入等の点においても、普及の障害とならないと思われること。
⑤ 受信契約の契約化の 点で有効か	・・・本メッセージの利用により受信契約率が向上すると推測されること。

2 見直しの考え方及びその効果・影響

(2) 地上契約との一本化

受信料体系及び受信料額(月額)の推移

- 受信料体系の簡素化(一本化)が図られた体系の改正は、これまで2回。
- ① ラジオ受信料(契約乙)の廃止(昭和43年)
- ② 普通契約(白黒テレビに係る契約)のカラー契約への統合(平成19年)

年月	変更事項	ラジオ		テレビ		(単位:円)	
+ //	友 艾 尹 垻	724	カラー	普通	衛星カラー	衛星普通	特別契約
26.4 28.2	テレビ放送の開始によりテレビとラジオの2本立て料金に ・ラジオ放送の受信契約	50 50		200			
29.4 34.4	・テレビ放送の受信契約 (ラジオは3ケ月で200円)	67 85		300			
34.4 37.4	契約甲と契約乙の受信料体系に組み替え ・契約甲:全ての放送の受信契約 ・契約乙:ラジオ放送のみの受信契約	契約乙 50		契約甲 330			
43.4	カラー契約と普通契約の体系に組み替え、ラジオ受信料 (契約乙)の廃止 ・カラー契約:カラーテレビジョン放送の受信契約(地上系) ・普通契約:白黒テレビジョン放送の受信契約(地上系)	廃止	465	315			
51.6 55.5 59.4	訪問集金、口座振替、継続振込による受信料支払い ・訪問集金:集金取扱者への支払い ・口座振替:預金口座等からの自動振替による支払い ・継続振込:金融機関等における継続払込みによる支払い		710 880 1,040 (990)	420 520 680 (630)			
H. 1.4 1.8	消費税導入 衛星放送の導入により5類系の契約体系に ・カラー契約:地上系のカラーテレビ受信契約 ・普通契約:地上系の白黒テレビ受信契約 ・衛星カラー契約:衛星系及び地上系のカラーテレビ受信契約 ・衛星普通契約:衛星系及び地上系の白黒テレビ受信契約 ・特別契約:難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約		1,070 (1,020)	700 (650)	2,000 (1,950)	1,630 (1,580)	1,040 (990)
2.4	・行別失称 ・無況応地域入は呂未用物助体にわける開生失称		1, 370 (1,320)	890 (840)	2,300 (2,250)	1,8 20 (1,770)	
9.4	消費税率引き上げ及び地方消費税導入		1,320) 1, 395 (1,345)	905 (855)	2,340 (2,290)	1,850 (1,800)	1,055 (1,005)
19.10	カラー契約と普通契約の統合により3類系に組み替え ・地上契約 :地上系のテレビ受信契約 ・衛星契約 :衛星系及び地上系のテレビ受信契約 ・特別契約 :難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約		地上契約 1,395 (1,345)	注) 受信料額	衛星契約 2,340 (2,290)		変振琴の料金

S43年の契約乙の廃止(カラー契約と普通契約の体系への移行)の考え方

受信料体系の改正内容

(単位:円)

年月	変更事項	ラジオ	テレ		衛星カラー	衛星普通	特別契約
			カラー	普通			
37.4	契約甲と契約乙の受信料体系に改定 ・契約甲:全ての放送の受信契約 ・契約乙:ラジオ放送のみの受信契約	契約乙 50	契約 33				
43.4	カラー契約と普通契約の体系に改定し、ラジオ受信料 (契約乙)の廃止 ・カラー契約:カラーテレビジョン放送の受信契約(地上系) ・普通契約:白黒テレビジョン放送の受信契約(地上系)	廃止	465	315			

収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

協会の事業運営の根幹となります受信料体系について申し上げます。協会は、国民の受信料負担の軽減と公平を期する見地から、従来の契約体系及び料金を改め、普通契約とカラー契約の二種類の料金体系を設定し、料金の月額を普通契約においては三百十五円、カラー契約においては四百六十五円とすることとしております。また、ラジオのみの契約については、これを廃止することといたしております。

【参議院逓信委員会会議録(S43.3.26)NHK会長】

放送受信契約の種別を普通契約とカラー契約にした理由は、近年におけるカラーテレビジョン放送の拡充にかんがみ、放送受信料の公平負担を図るためのものであり、また、契約乙を廃止するのは、ラジオ単独受信者の現況と今後の推移を考慮し、「放送法の一部を改正する法律」の施行に伴う必要な措置として、これを行なうものである。

【受信規約変更認可申請書(S43.2.29)】

(参考)

- 放送のカバレージ…ラジオ:99.7% テレビ:95% 【衆議院逓信委員会会議録(S42.6.29) 浅野電波監理局長】
- 有料契約数の推移

(単位:千件)

	S37	S38	S39	S40	S41	S42(見込み)
契約甲	13,337	15,602	17,056	18,121	19,112	20,081
契約乙	4,038	2,726	1,817	1,478	1,558	1,278

- 契約乙による収入見込み:7億2,000万円 集金経費:3億8,000万円 【衆議院逓信委員会(S45.4.9)井出郵政大臣】
- ・ 放送法等の一部を改正する法律…第32条第1項ただし書を改め、ラジオ放送に限り受信することのできる受信設備をのみを設置した者は、NHKと受信契約を締結することを要しないものとするもの

収支予算等に対する郵政大臣の意見書(昭和43年)

受信料の額については、今後のカラーテレビジョン放送受信者の増加状況等を勘案のうえ、国民の受信料負担の軽減という見地から、これが適正かについてさらに考慮すべきである。

H19年の普通契約のカラー契約への統合の考え方

受信料体系の改正内容

(単位:円)

年月	変 更 事 項	ラジオ	テレ	Ĺ Ĺ	衛星カラー	衛星普通	特別契約
十八	文 文 节 次	724	カラー	普通	用生力力	用生日也	ניויייייייייייייייייייייייייייייייייייי
9.4	消費税率引き上げ及び地方消費税導入		1, 395 (1,345)	905 (855)	2,340 (2,290)	1, 850 (1,800)	1, 055 (1,005)
19.10	普通契約のカラー契約への統合により3種別に改定・地上契約:地上系のテレビ受信契約・衛星契約:衛星系及び地上系のテレビ受信契約・特別契約:難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約		地上: 1,3 (1,3	契約 95	衛星 2,3 (2,2	契約 40	(1,000)

注:普通契約のカラー契約への統合は、普通契約を完全に廃止するものではなく、放送受信規約付則により、平成19年10月1日になお白黒テレビジョン受信機のみを設置している場合は、NHKに経過措置適用申請書を 提出することにより、当分の間普通契約の料額が継続適用される。

収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

白黒テレビの国内生産が中止されたのは昭和六十二年でございます。この時点でいわゆる白黒契約、普通契約が百五十万件ございました。それが二十年経過いたしまして、現在は三十二万件残っていると、十八年度末の見込みでございます。 (略)ただ、これは年々数万件ずつ減っていることは事実でございますけれども、先ほど申し上げましたように、もう二十年生産中止されてから経過しているということを踏まえまして、この際、白黒契約につきましてカラー契約に統合させていただくというふうにしたものでございます。 【参議院総務委員会会議録(H19.3.27)NHK理事】

(参考)

有料契約数の推移

(万件)

	H15	H16	H17	H18(見込み)
契約総数	3,690	3,662	3,618	3,619
うち普通契約等	40	37	35	32
(普通契約等割合)	(1.1%)	(1.0%)	(1.0%)	(0.9%)

※普通契約等:普通契約と衛星普通契約

収支予算等に対する郵政大臣の意見書(平成19年)

協会においては、普通(白黒)契約のカラー契約への統合など受信料体系の改定をすることとしているが、これらの措置にとどまらず、受信料不払者及び未契約者の解消に向け、口座振替の推進及びホテル等の受信実態等を勘案した事業所向け受信料体系の抜本的見直しなど、あらゆる措置について早急に検討の上、全力で取り組むこと。

地上受信料と衛星受信料を一本化した場合の加重平均額の算出方法

地上受信料と衛星受信料を一本化した場合の加重平均額の算出方法

地上と衛星の契約を一本化した場合の料額(加重平均額)は、単純には受信料収入の総額を受信契約総数で除して算出できます。

18年度決算額: 6644億 ÷ 3618万 ≒ 18,363円(年額) 1,530円(月額)

これは単純な平均額で、この中には、半額免除や口座割引等の減額措置が含まれています。

したがって、一般的な受信料の基本料額は、1,600円程度になると試算しています。

2 見直しの考え方及びその効果・影響 (3) スクランブル化

NHKのBS放送のスクランブル化に係る検討の経緯①

● 郵政省は、平成10年3月に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画」を受けて、NHKのBS放送の 2000年(平成12年)時点でのスクランブル化の実施について、検討を行い、「適当ではない」との結論を得た。

平成8年10月17日 「創意で造る新たな日本」を公表 [行政改革委員会規制緩和小委員会]

NHKのBS放送について地上放送と一括した受信料制度を見直し、有料スクランブル放送化を図るべきである。なお、スクランブル放送とするためのデコーダ設置については、視聴者負担が最小となるような方策を検討することが必要である。

平成9年1月17日 「郵政行政に係る規制緩和の検討状況」を公表 [郵政省]

現行のNHKのBS放送のスクランブル化については、デコーダ設置のために新たな負担が不可避となることから、困難である。今後のNHKのBS放送のスクランブル化については、デジタル化、多チャンネル化が急速に進展する衛星放送の動向を踏まえ、NHKに期待される役割や視聴者に及ぼす影響を勘案しつつ検討する。

平成9年3月28日 「規制緩和推進計画の再改定について」 閣議決定

NHKのBSスクランブル化については、デジタル化、多チャンネル化が急速に進展する衛星放送の動向を踏まえ、NHKに期待される役割やデコーダ設置の負担等視聴者に及ぼす影響を勘案しつつ実施について検討する。

<u>平成10年3月31日</u> 「規制緩和推進3か年計画」閣議決定 (同上)

<u>平成10年10月29日</u> NHKのBS放送のスクランブル化に関する意見募集 [郵政省] ~11月27日

<u>平成11年2月26日</u> NHKのBS放送のスクランブル化検討結果(案)に関する意見募集 [郵政省] ~3月12日

平成11年3月30日 NHKのBS放送のスクランブル化検討結果を公表「郵政省」 ※詳細については、次ページ参照。

平成11年3月30日 「規制緩和推進3か年計画(改訂)」閣議決定

【措置内容】NHKのBSスクランブル化については、デジタル化、多チャンネル化が急速に進展する衛星放送の動向を踏まえ、NHKに期待される役割やデコーダ設置の負担等視聴者に及ぼす影響を勘案しつつ実施について検討する。

【備考】パブリックコメント結果を踏まえ、BSデジタル放送が開始される2000年時点での実施は、BSデジタル放送の普及、 受信者コストの観点から行わないこととした。

なお、BSデジタル放送の普及状況、BSデジタル放送事業者の動向等を踏まえ、将来、改めて検討する。

49

亚成11年2月30

「NHKのBS放送のスクランブル化検討結果」(平成11年3月30日郵政省報道発表)

◆ 2000年(平成12年)時点では、①BS<u>デジタル</u>放送の普及、②BS<u>デジタル</u>放送開始時における民間放送事業者との併存体制、③BS<u>アナログ</u>放送をスクランブル化した場合の視聴者の受信者コストの観点から、NHKのBSアナログ放送及びBSデジタル放送をスクランブル化することは適当ではないと結論。

[報道発表資料抜粋]

※下線は、研究会事務局が付したもの。

3 検討結果

以上、寄せられた様々な意見を踏まえ検討を行ったところ、BSデジタル放送が開始される2000年時点に おいては、次の理由により、NHKのBSアナログ放送及びBSデジタル放送をスクランブル化することは適当で はない。

- ① 2000年以降、国民がBSデジタル放送を広く視聴し、その普及を図るという観点からは、NHKが公衆の要望を満たす豊かで良い番組を従来どおりノンスクランブルで放送することが望ましい。
- ② BSデジタル放送の開始段階では、広告により収入を得る一般放送事業者が多数を占めると思われることから、地上放送同様、NHKと一般放送事業者の切磋琢磨による併存体制が望ましい。
- ③ NHKのBSアナログ放送をスクランブル化すると視聴者の受信コストが増加する。

なお、BSデジタル放送の普及状況及びBSデジタル放送事業者の動向等を勘案し、上記検討の前提が変化した場合には、NHKのBS放送のスクランブル化について、NHKのBS放送の位置付け、NHKのメディア保有の在り方等も含め改めて検討を行う。

一方、受信料は公平に徴収されるべきであるとの観点からNHKのBS放送をスクランブル化すべきという 意見があることから、NHKは、このような意見があることに留意し、受信料制度に対する国民の理解の促進 及び受信契約率の向上など、受信料の公平徴収の徹底に向けて、一層努める必要がある。

これについて、NHKは公平な受信料徴収の徹底のために、デジタル技術を活用する新しい方策について 検討するとしており、国民的な理解を得られるような方策の検討を着実に行うことが期待される。

NHKのBS放送のスクランブル化に係る検討の経緯②

平成13年3月30日「規制改革推進3か年計画」閣議決定

事項名			実施予定時期	月
事 块 1		平成13年度	平成14年度	平成15年度
23 NHKのBSデジ タル放送の在り方 (総務省)	NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。	検討開 始		

平成14年3月29日「規制改革推進3か年計画(改定)」閣議決定

事項名	措 置 内 容	当初計画等	実施予定時期		
事 垻 石 		との関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
27 NHKのBSデジタル放送の在り方 (総務省)	NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。	計画・IT ウ23	検討開 始	検討	検討(結 論)

平成15年3月28日 規制改革推進3か年計画(再改定) 閣議決定

事項名		改定計画等	実施予定時期		
平 久 1		との関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
32 NHKのBSデジ タル放送の在り方 (総務省)	NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。	改定・IT ウ27	検討開 始	検討	検討(結 論)

平成16年3月19日「規制改革・民間開放推進3か年計画」閣議決定

事項名	措 置 内 容	改定計画等	実施予定時期		
 	THE PT TO	との関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
28 NHKのBSデジ タル放送の在り方 (総務省)	NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。	改定・IT ウ32	検討	検討	検討(結 論) 51

NHKのBS放送のスクランブル化に係る検討の経緯③

平成17年3月25日 「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」閣議決定

	措 置 内 容	改定計画等	実施予定時期		
事 項 名		との関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
30 NHKのBSデジ タル放送の在り方 (総務省)	NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。	改定・IT ウ28	検討	検討	検討(結 論)

平成18年3月31日 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」閣議決定

事項名	措置内容	改定計画等 との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
30 公共放送等の在 り方を踏まえたNH Kの改革 (総務省)	d 公共放送の在り方の検討 デジタル化や通信・放送融合の進展、視聴形態の多様化など公共放送を取り 巻く環境の変化を踏まえ、保有チャンネル数の在り方、地上波デジタル放送のス クランブル化の是非を含む受信料制度の在り方、業務範囲等、将来を見通した 公共放送の在り方全体の見直しを早急に行い、平成18年度早期に一定の結論 を得る。 その際、BSデジタル放送のスクランブル化については、「規制改革・民間開放 推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)において「NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効 競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を 勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する」とされていることを踏まえ、早期に上記閣議決定に沿った検討を行い、結論を得る。	重点·生 活2(1) ④[改 定·ITウ 30]	検討	検討	検討・早期に結論

平成19年6月22日「規制改革推進のための3か年計画」閣議決定

事 項 名	措置内容	改定計画等 との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
⑩ 受信料で成り立 つ公共放送の在り 方の検討 (総務省)	BSデジタル放送において、B-CASカードの機能を利用した「受信確認メッセージ」の表示内容や表示位置・サイズの見直し、さらには、受信機設置・受信料支払状況の確認を適切に行うためのコールセンター等の充実等、本システムの効果をより高めるための見直しを行う。また、放送の完全デジタル化が完了した場合には、地上放送についても公平負担の徹底を図る観点から、何らかの「受信確認メッセージ」の実施可能性について検討する。	重点・ IT(1) ① ウ	平成18 年 たものから	度検討開始。 逐次実施	、結論を得 52

過去の検討における「NHKのBS放送スクランブル化」の論拠①

規制緩和の推進に関する意見(第2次)(平成8年12月16日) :行政改革推進本部規制改革委員会

- ➤ BS放送の目的は達成されつつあり、受信料制度で維持する必要が薄まりつつある。
- > NHK・BS放送のみ受信契約締結義務があり、有料放送市場の機能を阻害する恐れがある。

3 情報・通信

(2)NHK・BS放送の受信料制度の見直し

NHKは、あまねく全国で受信できるように豊かで良い番組を放送することを中心に、視聴者全体のための公共性の高い役割を担うことを目的としており、受信料は、そうした事業を維持するための国民的負担金であるとされている。

しかし、NHKが行うBS放送に関しては、その当初の目的である、難視聴地域の解消及びBS放送の普及・発展の先導は達成されつつあり、 地上放送と一括した受信料制度で維持する必要が薄まりつつある。

また、地上放送と異なり、衛星放送等では民間放送事業者も有料放送を実施していることから、NHKの受信料制度については、民間放送事業者との競争という側面を考慮する必要がある。すなわち、**NHK・BS放送のみ受信契約締結義務が課せられており、民間事業者によって今後発展が期待される有料放送市場の機能を阻害する恐れがある。**

対価性を持つNHK・BS放送は、自由な契約関係に委ねられるべきであり、それが、ひいては、NHKと国民との信頼関係の構築にも資する。 したがって、NHKのBS放送について地上放送と一括した受信料制度を見直し、有料スクランブル放送(注4)化を図るべきである。なお、スクランブル放送とするためのデコーダ(注5)設置については、視聴者負担が最小となるような方策を検討することが必要である。

(注4)スクランブル(scramble)放送:契約者だけが受信できるように、信号を暗号化して送る放送。

(注5)デコーダ(decoder):スクランブル放送の暗号化された信号を元に戻す復元装置。

過去の検討における「NHKのBS放送スクランブル化」の論拠②

規制改革についての見解(平成12年12月12日): 行政改革推進本部規制改革委員会

- ▶ BS放送の目的は達成されてきており、受信料制度で維持する必要が薄まっている。
- ▶ CS放送のみを受信したい者に対してもBS受信料支払いを求めることとなり、公正な競争条件が成り立たなくなる。
- ▶ 公平負担、透明性確保の観点から、未契約世帯解消に向けての有効な措置を講ずるべき。
- ▶ BSデジタル放送については、新たなデコーダー等が必要なBSアナログ放送と異なり、スクランブル化に関する障害はない。

1 情報通信 各論

- (1)通信と放送の融合への対応
- (1-1)放送分野における通信と放送の融合への的確な対応
- イ NHKの在り方
 - 3. NHKの受信料制について

そもそも放送法では、NHKは、あまねく全国で受信できるように豊かで良い番組を放送することを中心に、視聴者全体のための公共性の高い役割を担うことを目的としており、受信料は、そうした事業を維持するための国民的負担金であるとされている。しかし、例えば現にNHKが行うBSアナログ放送に関して、その当初の目的である難視聴地域の解消及びBS放送の普及・発展の先導は達成されてきているとの見方もあり、後者については、地上放送と同様な受信料制度で維持する必要が薄まっているとの有力な指摘がある。

多メディア化、多チャンネル化や、通信と放送の融合の進展等、環境が変化していく中で、高度な自主性、中立性を備えた公共放送を維持するため、視聴するか否かといった意思に関係なく、受信することが可能な受信機を設置した者に契約締結を義務付ける受信料制度について、消費者意思の尊重と消費者負担の軽減の観点から、公共放送の在り方も含め検討を行う必要がある。

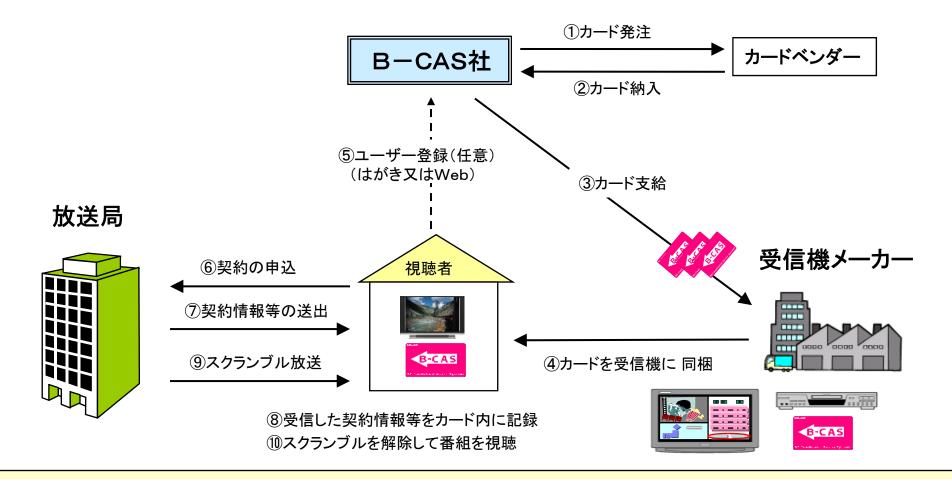
特に、例えば、東経110度CSデジタル放送が開始され、**受信機がBS、CS共通のものが主流になると、CSのみを視聴したい者に対してもBS受信料支払いを求めることになる。その結果、CS放送事業者とNHKの間で、公正な競争条件がなりたたなくなるという可能性もあり、受信料を財源にサービスを提供するNHKは、NHKと類似のサービスを提供しようとする事業者を圧迫することとなりかねない。**

さらにまた、受信料については地上波放送において18%、BS放送においては24%の未契約世帯があるという(NHK説明)。**受信料制度をとっている場合** には、負担者間の公平性、NHK経営実態の透明性確保の観点から、その実態を公にするとともに、未契約世帯解消に向けての有効な措置を講ずるべきである。

規制緩和推進3か年計画(再改定)において、「NHKのBS放送のスクランブル化については、デジタル化、多チャンネル化が急速に進展する衛星放送の動向を踏まえ、NHKに期待される役割やデコーダ設置の負担等視聴者に及ぼす影響を勘案しつつ実施について検討する」とされているが、デジタル化、多チャンネル化はいまや現実の問題となっており、各家庭における新たなデコーダ等の設置が困難であるBSアナログ放送と異なり、BSデジタル放送については技術的にはスクランブル化に関する障害はない。

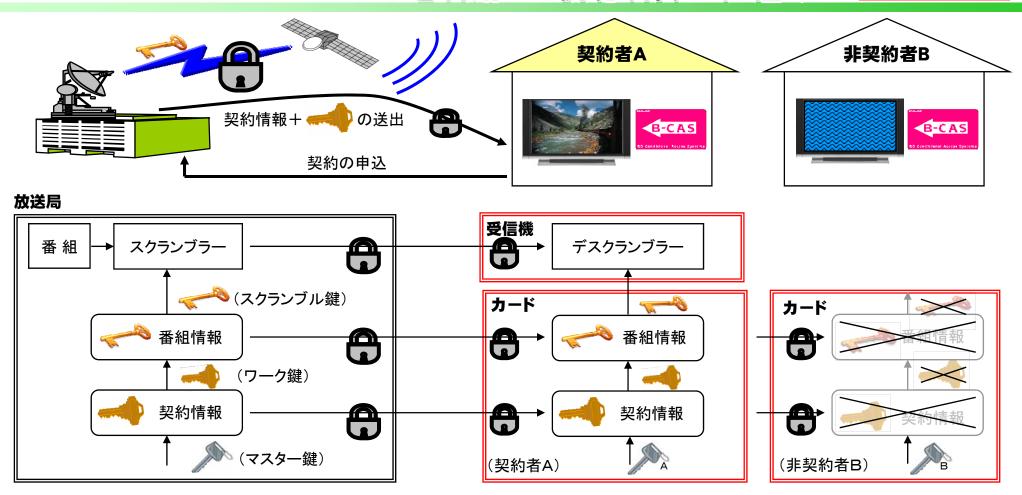
したがって、BSデジタル放送のスクランブル化については、既往の規制緩和推進3か年計画(再改定)の趣旨にそって、サイマル放送期間を考慮しつつ、 その実施について検討すべきである。

B-CASカードの運用と有料放送における利用



- 1. B-CAS社は受信機メーカーにカードを支給し、受信機メーカーはカードを受信機に同梱して出荷する。
- 2. 視聴者が有料放送の契約を申込むと、放送局は「契約情報等」(契約期間の情報や番組視聴時に使う鍵等)を暗号化して放送波に乗せて送出する。
- 3. この「契約情報等」をカードに取り込むと、有料放送のスクランブルを解除することができるようになり、有料放送を視聴できる。

B-CASカードを利用した視聴制御の仕組み



- 1. 有料放送を契約すると「契約情報等」(契約期間の情報やワーク鍵等)が暗号化されて送られる。この情報はカードの中で解読され書き込まれる。
- 2. 契約がなされていると、カード内のワーク鍵を使って「番組情報等」を解読できるので、スクランブル鍵が得られて番組のスクランブルを解くことができる。
- 3. 契約がなされていないと、ワーク鍵がカード内に書き込まれていないので、番組のスクランブルを解くことができない。

営利禁止規定(放送法第9条第4項)について

〇放送法

(業務)

第九条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内放送を行うこと。

イ・ロ (略)

ハ テレビジョン放送

二 テレビジョン放送による委託放送業務(受託国内放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させるものに限る。以下「委託国内放送業務」という。)を行うこと。

三~五 (略)

- 2 協会は、前項の業務のほか、第七条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。
- 一~八 (略)
- 3 協会は、前二項の業務のほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。
- 一-二 (略
- 4 協会は、前三項の業務を行うに当たつては、営利を目的としてはならない。

5~11 (略)

昭和63年4月14日 衆議院逓信委員会会議録

○成川政府委員 我が国の放送界はNHKと民放の併存体制で今日まで発展しております。NHKは、御承知のとおり国民全体に基盤を置きます公共放送でございまして、受信料という特殊な負担金によりまして経営が成り立っているわけでございます。一方民放の方は、自由濶達な私企業として、コマーシャルといいますか広告料、広告を主体として経営が成り立っているところでございまして、おのおのその特徴を発揮して今日までこのように発展してまいったというふうに考えております。NHKに営利目的を禁じておりますのは、こうした併存体制の趣旨から、NHKが私企業と同様の利益を上げることを目的として業務を行うということはこの趣旨にもとるのじゃないかというようなことでこのような規定があるわけでございます。

ただ、一方今度の改正によりまして、いろいろなノーハウあるいは蓄積されたものを国民に還元すると同時に、副次収入を得るというような改正案を提出させていただいておりますが、NHKが行う業務でも、特定の者のみの利益となる場合にはその者から適正な対価をいただくということは、他の受信者との公平という観点からも許されることじゃないか、このことは直接、営利目的の禁止に反するものじゃないというふうに考えております。